

地域ぐるみで取り組む鳥獣被害対策 長崎県の事例

イノシシ対策における捕獲隊(有害鳥獣捕獲補助員)制度の取り組みについて

長崎県農山村対策室 網谷健一

【長崎県における主な被害対策の取組1】

■ 2000 (H12) 年度まで

○被害が少なく地域限定的であったため、被害状況の把握
○対策技術普及・捕獲体制の整備を実施

■ 2001 (H13) ~2004 (H16) 年度

○捕獲器具の購入 (2001~)
○捕獲報奨金の設定 (2003~)
○「ながさき有害鳥獣被害防止特区」 (2004~)

【長崎県における主な被害対策の取組2】

■ 2005 (H17) ~2011 (H23) 年度

○イノシシ特定鳥獣保護管理計画の策定 (2005~)
○鳥獣対策専門員の配置 (2006~)
○人材育成講座の開催 (2006~)
・イノシシ大学 (2008~)
・イノシシ対策A級インストラクター研修 (2009~)

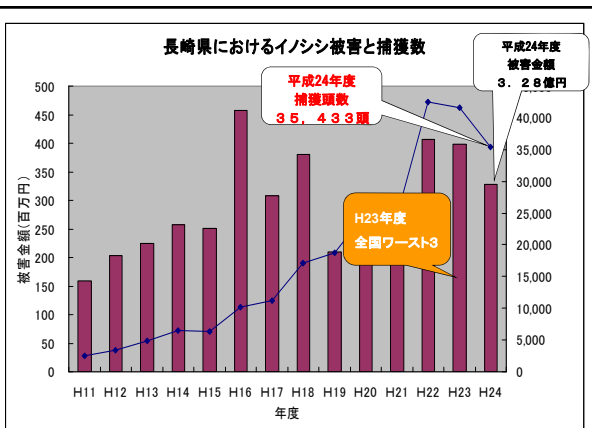
■ 2012 (H24) ~

○ヤギ放牧による緩衝帯整備事業
○全国獣害サミットの開催
○特区制度 (1303特区) の全国展開 など

長崎県の鳥獣被害の状況

◎農作物被害金額(単位:百万円)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
イノシシ	457	308	380	210	266	192	406	398	328
シカ	25	23	27	16	20	13	12	9	13
カラス	243	162	132	69	93	49	48	61	26
アライグマ	1	4	5	6	1	7	11	3	1
その他	105	41	19	13	18	30	49	28	32
計	822	537	564	314	400	291	526	499	400



長崎県鳥獣対策基本指針(平成23年度策定)

イノシシ対策の3対策

1. 防護対策(被害管理)
2. 棲み分け(生息地管理)
3. 捕獲(個体数管理)

※ 特定の対策に偏ることなく、3対策をバランスよく実施すること

長崎県における捕獲隊の取組み
(イノシシ対策を中心として)

捕獲隊の詳しい取り組みについては・・・

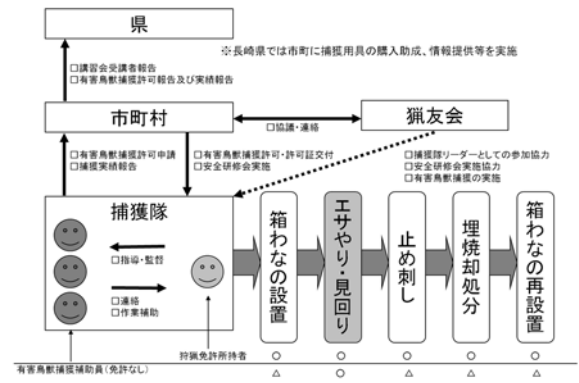


平成24年度 対策手法確立協議会

【捕獲隊とは何ぞや】

- 国の制度を活用した捕獲組織
有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業
(以前は1303特区制度)
 - リーダーと捕獲補助員から構成される
リーダー：狩猟免許を所持し、捕獲補助員に指示を行う
捕獲補助員：リーダーの指示のもと捕獲作業の補助を行う
 - 捕獲隊（補助員）には活動の制限がある
 - ・安全講習会の受講（年1回）
 - ・使用捕獲用具の保険加入
 - ・有害捕獲許可の申請
 - ・捕獲範囲の規定
 - ・捕獲用具と対象鳥獣の限定など
- 狩猟免許所持者
狩猟免許所持者(免許なし)

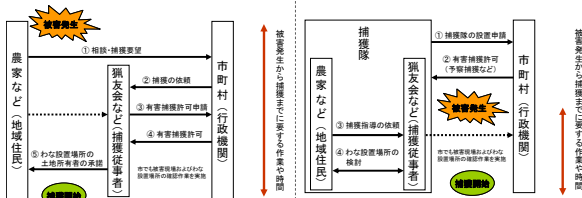
【捕獲隊の構成と働き】



【被害発生から捕獲までの流れ】

〈捕獲隊がない場合〉

〈捕獲隊がある場合〉



- 有害鳥獣捕獲許可の申請、許可証の発行
- 捕獲従事者と地元との連絡、調整

※ 捕獲隊(=有害鳥獣捕獲補助員)制度

鳥獣被害防止特措法の

「鳥獣被害対策実施隊」と混乱しないように。

あくまでも、地域における鳥獣捕獲に特化した活動を行うもの。

長崎県の捕獲隊

鳥獣保護事業計画により

対象鳥獣: イノシシ・シカ・カラス・タヌキ
 使用する猟具: 箱わな・囲いわな
 活動期間: 通年(平成23年度までは4月10月)
 と規定している。

長崎県で捕獲隊が進んでいる事例があるのはなぜか?

本県での前提条件

- ・イノシシを中心とした農作物被害
- ・イノシシ捕獲の要望が強い
- ・イノシシを多く捕獲している
- ・イノシシの捕獲は9割がわな猟によるもの
 うち9割近くが箱わなによる捕獲

なぜ、捕獲隊が必要なのか?

- ・イノシシの捕獲に対する要望が強い(自己農地で自ら捕獲を行いたいという要望)
- ・捕獲は狩猟免許を有する者による有害鳥獣捕獲が中心で、免許所有者(猟友会員)に負担がかかっている。

⇒ 捕獲をしたいが、捕獲の労力・費用負担があり、進まないのが、捕獲を補助する制度が必要 (有害捕獲は大変な作業である)

長崎県では平成16年度に特区の区域指定

しかし最終的に15市町が区域の指定を受けたが、取組みが行われたのは3市のみ。

(取組みが出来た地区もあるが...)

なぜ進まなかったのか? → 推進側の課題

・制度を十分に理解し、メリットを理解した推進が出来ていなかった。

⇒ 推進のためには、制度を理解し、捕獲隊は良い制度であると理解することが重要

【長崎県における捕獲隊の活動状況】

(H24年度までに捕獲活動実績のあった主な市町)

市町名	取組年度	捕獲隊チーム数	捕獲隊リーダー (免許所持者)	捕獲補助員	捕獲実績
平戸市	H18	21チーム	20名	175名	H18 110頭
					H19 132頭
					H20 408頭
					H21 204頭
					H22 418頭
					H23 378頭
H24 997頭					
佐世保市	H22	17チーム	15名	72名	H22 120頭
					H23 97頭
					H24 83頭
諫早市	H23	28チーム	28名	330名	H23 91頭
					H24 115頭

他市町でも現在捕獲隊設置に向けて活動中

【長崎県内における捕獲隊設置の経緯①平戸市】

H16年度: 長崎県および長崎市が1303特区制度を導入
 (6月21日に県内5市町で取組スタート)

H17年度

- 地域住民から捕獲を要望しても、なかなか対応してもらえないとの相談や苦情あり
- 猟友会に捕獲隊の制度を説明、猟友会からも捕獲隊設置を望む声が上がった

H18年度

- 捕獲隊を設置する地区については箱わな3基を優先的に貸与する方針を決定
- 地域の要望があった10地区を対象に捕獲隊を設置

H22年度: 佐世保市(一部地域)が制度活用により捕獲隊を設置
 H23年度: 諫早市が制度活用により捕獲隊を設置
 H24年度~: 対馬市等の複数市町で捕獲隊設置または設置準備中

【長崎県内における捕獲隊設置の経緯②諫早市】

H16年度：長崎県および長崎市が1303特区制度を導入
(6月21日に県内5市町で取組スタート)
H18年度：平戸市が捕獲隊を設置し、捕獲活動を開始

H21年度

■緊急雇用創出モデル事業で捕獲チームを設置、モデル事業後に捕獲従事者(狩猟免許所持者)から、労力負担軽減のため捕獲隊を設置できないかとの要望あり

H22年度

■猟友会と協議し、猟友会員への捕獲隊制度を周知
■自治会に捕獲隊制度の周知と説明を実施し、要望を取った
・佐世保市(一部地域)が制度活用により捕獲隊を設置

H23年度

■32自治会が詳しい説明会を希望、28自治会で捕獲隊を設置

H24年度～：対馬市等の複数市町で捕獲隊設置または設置準備中

【各市における捕獲隊の体制づくり】

市町名	平戸市	佐世保市	諫早市
経緯	地域から防護対策を含めた対策強化の要望あり 地域住民→市	地域から捕獲強化の要望あり 地域住民→市	捕獲従事者から捕獲隊を活用した労力負担の要望あり 捕獲従事者→市
協議先	猟友会 防護柵設置を進める 地域協議会	猟友会および地域協議会 営農組合	猟友会 自治会
組織づくり	捕獲従事者から地域住民に参加を呼びかけ 捕獲従事者→地域住民	営農組合から捕獲隊員の推薦を受けた者へ参加を呼びかけ 地域住民→捕獲従事者	地域住民から捕獲隊リーダーとしての協力を働きかけ 地域住民→捕獲従事者

恐らく、捕獲従事者と補助員のマッチングがポイント

【捕獲隊の設置・活動による変化】

属性	捕獲隊設置前	捕獲隊設置後
地域住民	○捕獲しないと被害は減らない ○自己防衛的に捕獲したい(免許なし) ○捕獲依頼してから直ぐに対応して欲しい ○行政主導で捕獲して欲しい ○免許取得後の相談相手や技術向上が不安 ○狩猟者は趣味でイノシシを捕獲している ○イノシシの捕獲は簡単(誤解)	○防護対策も重要 ○捕獲には免許が必要 ○すぐに捕獲に取り掛かれる ○自分でも免許を取ってイノシシを捕りたい ○イノシシ捕獲や狩猟への理解が深まった
捕獲従事者	○有害鳥獣捕獲に関わる負担が大きい(設置、見回り、埋設等処分) ○捕獲報奨金を増額して欲しい ○土地所有者との調整が難しい ○地域住民の狩猟者への理解不足 ○現地作業に必要な時間の調整 ○捕獲従事者の高齢化が心配	○見回りやエサやりのほか、ワナの設置や処分等の負担が減った ○地元でワナの設置場所の調整をしてもらえるようになった ○狩猟者の立場や活動を理解してもらえるようになった ○農家や地域住民の気持ちや言い分が分かった ○一緒に猟をする人ができた
行政機関	○住民と捕獲従事者の調整が大変 ○行政への捕獲の要望が強い ○捕獲従事者から負担軽減を求められる	○捕獲に関わる要望や相談が減った ○地域で捕獲が回るようになった

【捕獲隊による直接的・間接的な成果】

- イノシシの捕獲数が増えた
- 捕獲だけではなく、防護柵の維持管理が徹底されるようになった
- 住民の相互理解が深まった
- 新規捕獲従事者が増えた(捕獲技術を有する後継者が増えた)

地域住民・捕獲従事者・行政担当者の3者にメリットがあった

【市町担当者への捕獲隊設置のデメリット！？】

- 有害鳥獣捕獲許可証の交付事務負担の増加
- ・集落説明会の依頼増加への対応
- ・対象鳥獣の緩和要望

実施地区の担当者によれば、苦情・相談が減ってきたので、事務的な負担は十分にカバーされている。⇒市町担当者の意見の一部に対して、11次鳥獣保護事業計画に反映

関係機関の連携や意思疎通によりデメリットを軽減する

【①捕獲隊設置までの課題】

- 制度導入から設置までの時間差、市町間の温度差がある
⇒・制度の理解
・猟友会との関係
・被害(と対策)の進捗 など

- モデル的な取組で止まっている市町・チームがある
⇒・制度の普及
・知識や技術、情報等の提供
・地域間格差

**制度と導入メリットの理解が必須！！
推進のための道筋(ガイドラインやフローなど)が必要？**

【② 捕獲隊設置後の課題】

□ 捕獲隊のチームごとに捕獲実績や意欲に差が生じる

□ 特定の猟法に偏る傾向がある

□ 地域（集落・市町村）ごとに取組み状況が異なる・・・波及効果が緩やかな場合

何よりも対策疲れを起こさせないこと！！

【安全講習会等の負担をプラスに考える】

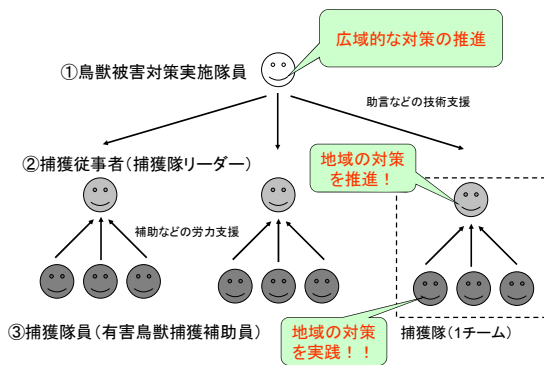
（安全講習会）

- 行政の被害対策などの取組、対策技術の普及のチャンスと捉える
- 捕獲従事者が持つ直接的な捕獲以外の社会貢献の場をつくる
- 各捕獲隊の成果発表の時間を設けて、自慢話や愚痴を言い合える機会をつくる（競争心や相互交流、ガス抜き作用）

（わなに対する保険）

- 保険件数を増やして単価を下げる動きに期待
- 共済保険以外の保険加入の道筋を創出する

【鳥獣被害対策実施隊と連携した捕獲隊の模式図】



【捕獲隊をどう捉えるかが今後の分かれ目】

10年先、20年先の保護管理・被害対策を考えると・・・

- 地域に根ざした組織づくり、体制づくり
- 野生鳥獣の保護管理を担う組織と狩猟という文化を守る組織の区別
 - 楽しく狩猟
 - 正しく有害鳥獣捕獲
- 制度の活用や役割分担による省力化
- 人材の確保と育成

**捕獲隊は使えるツール、選択肢と考えられる
間違いなくメリットが多い制度なので活用しない手はない！**

【捕獲隊の設置と活動推進のポイント】

- 大前提として
制度内容とメリット・デメリットを理解すること
- 第一の難関
周知後の関係者の調整（猟友会と住民のマッチング）
- 第二の難関
モデル的な取組から全体的な取組への移行
活動の活性化や継続性が第二の難関
- 設置・活動の推進のために
関係機関、関係部署の相互理解を高める
他の事業や制度活用をする
（鳥獣保護管理における人材登録や研修会など）